

建設工事の計画及び設計にあつては、建設発生土の抑制及び再利用に配慮した適切な計画立案と設計の実施に努め、また施工にあつては建設発生土の現場内利用の促進、適切な工法選択等によりその搬出量の抑制に努めることを基本とする。

尚、建設発生土の現場内利用が困難な場合は下記を参考に適切に処理するものとする。

○ 建設発生土の抑制、再利用に配慮した計画立案と設計の実施

- ・計画・設計段階で切土、盛土の均衡の取れた土量計画や、土壌改良による在来土利用、工法等の工夫による建設発生土の抑制等、再利用に配慮した計画の立案と設計の実施に努める。

① 建設発生土の現場内流用

※現場内の埋戻材等に流用、土壌改良による在来土の利用等



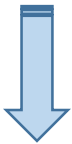
- ・建設発生土は極力現場内での埋戻材への流用や土壌改良による在来土の利用など再利用に努める。
- ・住宅密集地など現場内に建設発生土の仮置きが困難であると考えられる場合は、必要に応じて経費等（往復運搬費、仮置場積込費、借地料等）を計上できるものとするが、極力官地等を利用するものとする。

② A指定処分【発注者指定】

※50kmの範囲内での公共工事で流用

- ・他工事流用Ⅰ（市の工事）
- ・他工事流用Ⅱ（国、県等他の公共工事）

【①現場内流用が困難な場合】



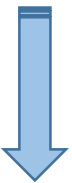
- ・現場内流用が困難な場合は、50kmの範囲内での公共工事に流用するものとする。
- ・原則搬出側は積込費、運搬費を計上し、受入側は受入後の必要経費を計上するものとするが、これによりがたい場合は双方の協議により決定できるものとする。
- ・搬出側は建設発生土の流用に先立ち受入側と受入条件を協議するとともに、必要な場合は土質試験を行いその結果を受入側に通知する。

③ B指定処分「準指定処分」【発注者指定】

※受入先を想定しておき、契約後受入先を指定し流用

- ・他工事流用Ⅰ（市の工事）
- ・他工事流用Ⅱ（国、県等他の公共工事）

【②A指定処分地の設定が困難な場合】



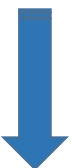
- ・積算完了時までに入受先が調整できない建設発生土については、受入先（50kmの範囲内）を想定した必要経費を計上しておき、工事契約後、決定次第指定するものとする。
- ・当初設計では運搬距離（想定）を参考距離として明示し、受入地の場所は明示しない。
- ・原則搬出側は積込費、運搬費を計上し、受入側は受入後の必要経費を計上するものとするが、これによりがたい場合は双方の協議により決定できるものとする。
- ・調整の結果、受入先の変更や受入条件の変更が生じた場合は、適切に変更対象とし処理するものとする。

④ B指定処分「準指定処分」【受注者確保】

※契約後、業者が確保した受入地に流用

- ・他工事流用Ⅲ（民間工事）

【③B指定処分地の調整が困難な場合】



- ・工事契約後、受注者より協議のあった受入地に建設発生土を搬出し建設資材等として活用する。
- ・発注者は建設発生土搬出前に受注者に対し受入地に関する資料の提出を求め、適否の審査をした上で指定するものとする。
- ・原則搬出側により積込費、運搬費、整地費等必要経費を計上することとするが、これによりがたい場合は双方協議により決定できるものとする。

⑤ C指定処分「最終処分」【発注者指定】

※民間常設受入施設へ搬出し最終処分

- ・最終処分（民間常設受入施設）

【①～④全ての処理が困難な場合】

- ・原則として①～④までの処理が困難な場合に限り適用する。
- ・民間常設受入施設の指定にあたっては各施設の利用規則に従うこととし、積込費、運搬費等必要経費に加え投棄料等についても適切に計上することとする。

○ 自由処分

※当初設計時で100㎡未満の場合には自由処分とし計上することができる。

- ・建設発生土は原則指定地への搬出とし、特記仕様書にその条件を明示するものとするが、搬出量が100㎡未満の場合は「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要領」に基づき、当初設計においては自由処分とすることができる。
- ・尚、運搬距離については「実施設計書に使用する単価表」により、高山土木事務所管内は4km、古川土木事務所管内は3kmを計上するものとする。
- ・設計変更にて起因する搬出量の増減、流用先の変更に伴う運搬費等必要経費の増減、又は流用困難な建設発生土の民間常設受入施設への最終処分等協議があった場合は、適否を確認し適切に変更対象とし処理するものとする。